

奈良県中央卸売市場運営協議会  
市場再整備事業審査部会設置要綱（案）

（目的）

第1条 中央卸売市場再整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の決定等の重要事項について、競争性、公正性、透明性を以て審査検討することを目的として、奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和52年4月奈良県規則第2号）第106条第1項の規定に基づき、奈良県中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）に市場再整備事業審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

（構成）

第2条 審査部会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、協議会の会長が指名する協議会の委員及び学識経験のある者のうちから知事が委嘱する者で構成する。

3 委員の任期は、協議会の委員から指名された委員にあつては協議会の委員の任期とし、知事が委嘱する者にあつては2年とする。

（会議）

第3条 審査部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、その議長となる。

2 会議においては、本事業に係る次に掲げる事項について審査検討する。

- （1）本事業の全般的な方針等についての専門的見地からの検討に関する事項
- （2）本事業の施設整備等に係る落札者決定基準に関する事項
- （3）本事業の施設整備等に係る落札者の決定に関する事項
- （4）その他部会長が必要と認める事項

（事務局）

第4条 審査部会の事務局は、奈良県食農部中央卸売市場再整備推進室に置く。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査部会の運営等について必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は令和3年1月13日から施行する。

附則

この要綱は令和 年 月 日から施行する。

奈良県中央卸売市場運営協議会  
市場再整備事業審査部会設置要綱  
新旧対照表

改正案	現 行
第1条～第4条 略	第1条～第4条 略
第4条 審査部会の事務局は、奈良県食農部中央卸売市場再整備推進室に置く。	第4条 審査部会の事務局は、奈良県食と農の振興部中央卸売市場再整備推進室に置く。
第5条 略	第5条 略
附則 <u>この要綱は令和 年 月 日から施行する。</u>	<u>（新設）</u>